

ア. 計画書

瑞浪都市計画用途地域の変更 [瑞浪市決定]

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ 面積の敷地面 積に対する 割合	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限界	建築物の 高さの 限度	備考
第一種低層 住居専用地域	約 1.0 ha 約 17.0 ha	6/10以下 8/10以下	4/10以下 5/10以下	— —	— —	10m 10m	0.1 % 2.5 %
小 計	約 42.0 ha 約 60.0 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	6.1 % 8.8 %
第二種低層 住居専用地域	約 — ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	— %
小 計	約 — ha						— %
第一種中高層 住居専用地域	約 57.1 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.4 %
小 計	約 57.1 ha						8.4 %
第二種中高層 住居専用地域	約 23.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.4 %
小 計	約 23.0 ha						3.4 %
第一種住居地	約 208.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	30.5 %
小 計	約 208.5 ha						30.5 %
第二種住居地	約 23.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.4 %
小 計	約 23.0 ha						3.4 %
準住居地域	約 — ha	—	—	—	—	—	— %
小 計	約 — ha						— %
近隣商業地域	約 39.4 ha 約 21.0 ha	20/10以下 30/10以下	8/10以下 8/10以下	—	—	—	5.8 % 3.1 %
小 計	約 60.4 ha						8.8 %
商業地域	約 8.0 ha 約 6.0 ha	40/10以下 50/10以下	8/10以下 8/10以下	— —	— —	— —	1.2 % 0.9 %
小 計	約 14.0 ha						2.0 %
準工業地域	約 129.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	18.9 %
小 計	約 129.5 ha						18.9 %
工業地域	約 77.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.3 %
小 計	約 77.0 ha						11.3 %
工業専用地域	約 31.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.5 %
小 計	約 31.0 ha						4.5 %
合 計	約 683.5 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は、計画図表示の通り」

理 由

明世町月吉地区は、工業の利便の増進を図るため利便を害する恐れのある施設の混在を防止し、企業誘致に向けた工業団地を造成するため、工業地域に指定する。

国道19号沿道地区は、幹線道路沿道の立地特性を活かした沿道商業を誘導するため、近隣商業地域に変更する。

穂並地区は、幹線道路沿道の立地特性を活かした沿道商業を誘導するため、近隣商業地域に変更する。